

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成23年8月18日(2011.8.18)

【公表番号】特表2002-544329(P2002-544329A)

【公表日】平成14年12月24日(2002.12.24)

【出願番号】特願2000-617030(P2000-617030)

【国際特許分類】

C 08 L	21/00	(2006.01)
B 60 C	1/00	(2006.01)
C 08 K	3/04	(2006.01)
C 08 K	3/08	(2006.01)
C 08 K	3/36	(2006.01)
C 08 L	71/00	(2006.01)

【F I】

C 08 L	21/00	
B 60 C	1/00	A
C 08 K	3/04	
C 08 K	3/08	
C 08 K	3/36	
C 08 L	21/00	
C 08 L	71:00	

【誤訳訂正書】

【提出日】平成23年6月22日(2011.6.22)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0047

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0047】

特にグラフト重合体のポリ(アルキレンオキシド)部分は、使用温度において結晶化することを防ぎ、またアルカリ金属塩が「析出」することを防ぐほど十分に低い分子量をもっていかなければならない。従ってポリ(アルキレンオキシド)含有重合体は、マレイン酸無水物と反応させる前に、数平均分子量が約100～約20,000、好ましくは約300～約400でなければならない。しかし逆に言えば、このような低分子量ではポリ(アルキレンオキシド)含有重合体がゴムから流出する傾向がある。従って好ましくは何らかの反応を行なう前に、数平均分子量が少なくとも100,000のマレイン酸無水物含有重合体をポリ(アルキレンオキシド)含有重合体と反応させ、その反応生成物の中にアルカリ金属(例えばリチウム)が溶解しているようにすることが好適である。